

第23回仙台市動物愛護協議会 議事録

開催日時	平成28年3月15日(月) 14:00~16時00分
開催場所	仙台市役所本庁舎2階 第4会議室
出席者	
委員 (順不同・ 敬称略)	大草潔(副会長) 齋藤文江 佐藤衆介(会長) 柴内裕子 堀江俊男 山口千津子 (欠席=甲羽良平 坂本憲昭)
事務局	健康福祉局保健衛生部長 同動物管理センター所長 同動物管理センター主任 同保健管理課保健総務係長(進行)
次第	1. 開会 2. あいさつ 保健衛生部長 3. 議事 (1) 平成27年度仙台市動物愛護アクションプラン上半期実施結果について (2) 平成27年度仙台市動物愛護アクションプラン下半期実施予定について (3) 飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドライン策定について (4) その他 4. 閉会

発言者等	
<開会> 進行	それでは時間前ではありますが、お揃いでございますので、ただいまから第23回仙台市動物愛護協議会を開会いたします。開会にあたりまして、岩城保健衛生部長よりごあいさつ申し上げます。
<挨拶> 保健衛生部長	委員の皆様には大変お世話になっております。年度末も差し迫って、大変お忙しいところでございますけども、今年度2回目の仙台市動物愛護協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。日ごろから本市の保健衛生の向上、動物愛護の推進につきまして、ご指導、ご協力を賜り、心より御礼申し上げます。 ご案内のとおり、東日本大震災から丸5年を経過いたしました。この間、さまざまな方から多くのご支援をいただき、本市としてもさまざまな復旧・復興、全力で取り組んできたところでございます。復興公営住宅をはじめ、住まいの再建が、ひとつお目途が見通せるという状況になってきたかなというところに来ております。本市では5年の復興計画を定めて取り組んでまいりましたが、まもなくその1つの節目を迎えるところでございます。 ただ一方で被災された方々の心と体の健康支援は、やはりまだまだ続くと思っております。そうしたなかで復興公営住宅にペットと一緒に入居できるということは大きな意味があると考えております。その復興公営住宅のペットの会の設立も徐々にではございますが、進んできておりますので、そうし

	<p>た取り組みを支えながら、引き続き被災者の方に寄り添った健康支援を進めていきたいと考えております。</p> <p>本日の協議会でございますけれども、本年度のアクションプランの取り組み状況、新年度のアクションプラン、さらには飼い猫、飼い主のいない猫に関するガイドラインにつきまして、一定のたたき台を事務局で用意いたしました。本日も、委員の皆様からの忌たんのないご意見、専門的な見地からのご意見いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。</p>
進行	<p>本日の協議会では甲羽委員と坂本委員から欠席のご連絡をいただいております。本日の配布資料でございますけれども、お手元2枚目、委員名簿の裏面に配布資料ということで記載しております。資料1から資料4、参考資料ということで要綱、基本指針、アクションプラン、開催経過となります。またこのほかにお手元に、A4のカラーのチラシ5種類置かせていただいております。資料に不足がありましたら、お気づきの際に事務局までお声がけいただければと存じます。</p> <p>それではこれより議事に入らせていただきたいと思います。仙台市動物愛護協議会設置要綱第6条の規定に基づきまして、議事進行は会長にお願いしたいと存じます。それでは佐藤会長、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
佐藤会長	<p>はい、それではよろしくお願ひします。この議事次第に沿って検討していきたいと思ひます。はじめに平成27年度の仙台市動物愛護アクションプラン実施状況、合わせて平成28年度のアクションプラン(案)について事務局のほうでご説明ください。</p>
動物管理センター所長	<p>はい、事務局からご説明させていただきます。最初に平成27年度仙台市動物愛護アクションプラン実施状況につきましてご説明させていただきます。お手元には資料1として配布させていただいておりますけれども、11月までは既に前回の会でご報告済みですので、今回はその後実施しました主な事業のみご説明させていただきたいと思います。下線を引いた事業がその事業となります。斜体で示したものはこれから実施するものでございます。</p> <p>最初に1ページ目、(1)重点事業、飼い主のいない猫対策事業でございます。仙台市は仙台市獣医師会が進める飼い主のいない猫の社会復帰事業と称する不妊去勢手術費の助成事業へ一部経費の補助をしておりますが、平成27年度は2月末で329頭の実施の実績でございます。前年比では130.6%となっておりますけれども、前回大草委員が目標とお話ししておりました300頭に対しては、既に110%の実績となっております。</p> <p>この事業の効果として考えておりますのは、猫のセンターへの収容数及び猫に関する苦情数の減少でございます。2ページをご覧ください。実績としまして、猫の収容数は前年比88%、1,162頭と、減少しました。このことによつて助成事業の効果がうかがえると思ひますけれども、苦情相談数は409</p>

件、前年比 107%と、依然として増加傾向にあります。このあたりが課題として考えているところでございます。

2月8日には飼い主のいない猫を捕獲し、不妊去勢するためのボランティアのネットワークをつくるために、東京都新宿区のねこだすけの代表工藤さんをお招きいたしまして、2回目の飼い主のいない猫対策ボランティアセミナーを開催いたしました。42名の一般市民とボランティアの方にお集まりいただき、経験に基づいたボランティアとしての役割、心構え等につきまして、率直なお話を伺うことができました。さらに明後日、田中先生をお招きし、アメリカの先進事例を踏まえた組織づくりについてセミナーを開催する予定となっております。

続きまして（2）重点事業の2の災害動物愛護対策事業でございます。3ページをご覧くださいと思います。12月5日には松森市民センターにおきまして、ペットと自主防災というテーマで、NPO法人エーキューブとともに、セミナーの講師を務めさせていただきました。飼い主さんたちは非常に関心を持って、熱心に聞いてくださりまして、日ごろからのマナー、しつけの重要性を認識いただいたところでございます。

復興公営住宅のペットの会につきましても、39カ所中13カ所にペット飼養の棟が設けられ、465戸があるところでございます。ペットの会は既に8カ所設立され、5カ所の支援説明会を終えたところでございます。

また先ほど部長が話していたとおり、東日本大震災から5年目の3月11日鎮魂の日を迎えました。被災動物につきましても、最後の被災動物の追悼と感謝の会を3月21日に動物管理センターにおいて、執り行う予定としております。このことにつきましても、後ほど大草副会長よりご報告をいただきたいと思っております。

次に4ページをご覧ください。適正飼養の推進の動物への理解促進と、人と動物の良好な関係の構築の推進の、9ページにもございますけれども、動物介在活動の推進の2つにまたがった事業でございます。10月から2月まで8カ所の小学校の1～2年生を対象に、12月には適応指導センターと杜の広場の不登校の子たちの職場体験としての動物介在教育を、エーキューブと協働で実施いたしました。

どの学校の先生も、日ごろ見たことのないような子どもたちの真剣な眼差し、発見の喜びの表情とか会話ができて、とても感動したという感想をいただきました。詳細につきましては、後ほど齋藤委員よりご報告をいただきたいと思っております。

5ページをご覧ください。終生飼養の推進の引き取り数の削減ですけれども、3月には帝京科学大学の横山先生をお招きしまして、「～動物虐待、多頭飼育、不適切餌やりの心理と対応～」に関わるセミナーを開催いたしまし

た。そこで解決方法のヒントをいただいたところでございます。飼い主からの引き取り数につきましては、犬では10頭と、前年比56%と明らかに減少していますけれども、猫につきましては122%とふえている傾向があります。しかし相談数は減少しているという特徴がございました。

次に6ページと7ページをご覧ください。譲渡の推進として初めての試みとしまして、譲渡猫について、写真と飼い主という組み合わせで同窓会を開催いたしました。先行して、譲渡猫の写真展を開催したところ、猫ブームもあって、163点もご応募いただき、341名の方のご来所の上、人気猫の投票をいただいたところでございます。この開催により、多くの方にこのセンターの譲渡事業を知っていただきまして、完全室内飼いの猫の適正飼養の啓発ができたものと思われまます。

次に譲渡実績を見ていただきたいと思います。猫につきましては譲渡率が40%と、昨年の30%から大幅にアップしましたけれども、犬につきましては100%から64%に留まりました。これは収容数が減少している中、問題行動がある犬、病気の犬、年寄りの犬がふえてしまったことによるものでございます。

8ページをご覧ください。適正飼養の推進の動物取扱業の指導でございます。年間立ち入り件数は203件、苦情は10件でした。苦情の内容は販売後の疾病とか説明不足、不適切飼養などさまざまございました。特徴としましては、新規登録というのが47件もあったことです。指摘指導事項は延べ186件、台帳整備が不適切なものが一番多くて49件ございました。

以上、平成27年度動物愛護アクションプランの実施状況の主な点をご報告とさせていただきます。

続きまして資料2をご覧ください。平成28年度仙台市動物愛護アクションプランの案でございます。平成27年度のアクションプランと違いがありますところをアンダーラインで示しております。追加された点で特徴的なものだけを、簡単にご説明させていただきたいと思います。実施期間につきましては、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとさせていただきます。

まず重点取り組み事業につきましては、来年度は飼い主のいない猫対策事業と動物介在活動の普及推進事業とさせていただきます。尚、飼い主のいない猫対策事業につきましては、仙台市獣医師会の飼い主のいない猫の社会復帰事業としての、避妊去勢手術費用の助成の実績がセンター収容頭数の増減につながるものがほぼ明らかになっていると考えられます。

それにより、まずは獣医師会として実績を挙げていただくような手術の受け入れ態勢整備をお願いするとともに、本市としましては猫の捕獲ボランティアの養成により、より多くの飼い主のいない猫の避妊去勢が必要と考えて

おります。

さらに本日の次の議題でもあります、飼い猫と飼い主のいない猫の適正飼育ガイドラインを関係機関と検討の上、来年度中に策定し、それを目標に獣医師会とボランティア協働で効果的に実施したいと考えております。このことにつきましては、後ほど獣医師会会長の大草委員よりご発言をお願いいたします。

2つ目の重点課題としましては、人と動物の良好な関係の構築の推進の、動物介在活動の推進でございます。平成28年度は『命の教育』として有効とされる動物介在教育を、多くの学校において実施普及することとします。課題として、前提としてのこの活動を実践するボランティア、及びボランティアの犬猫の不足の問題がございまして、これらをふやしていく必要がございます。同時に教育者に広くご理解いただき、普及することも求められていると思います。

この2つのためのセミナーを開催しながら、10校程度の学校で実施したいと考えております。このことにつきましては坂本委員に教育現場からのご意見をいただきたいと思ったんですけども、今日ご欠席ですので、今回は諦めるという形になります。

2ページをご覧ください。適正な飼養の推進の終生飼養の推進、引き取り数の削減につきましては動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、飼養の継続、もしくは飼い主責任として自ら新しい飼い主を探すことを求めます。先日ご提案いただいた、ペットエンディングノートとしての引き取り依頼書を用いたり、新しい飼い主探しのツールとしての情報交換ノートの、わんにゃんギフトノート等の活用を開始いたします。適正な飼養の推進の収容数の譲渡推進につきましては、平成27年度以上にさまざまな形で、センターからの譲渡を広報し、普及する方法を考えていかなければならないところでございます。

まずは昨年度作成した仙ねこミラソンによる譲渡普及ビデオを、動物病院の待合室等で放映普及すること。そして実物大犬猫写真パネルとか、センター事業を普及するための看板等、そちらに掲示してありますけれども、それらを企業体との連携により、さまざまな場所で設置することについて、獣医師会やボランティアと協議し、実践いたします。

最後に4ページをご覧ください。災害時の動物愛護対策でございます。ペット同行避難の場所確保としまして、学校における動物介在教育の実施と同時に、ペット同行避難についての理解を促し、ペットスペースの確保に努め、引き続き、ペットの会への支援を継続することといたします。

その他は、全体に関わってきますが、昨年度は動物愛護週間行事としまして、仙台市獣医師会と宮城県獣医師会と共催して、初めて動物フェスタ in

	<p>MIYAGI を開催したところでございますが、平成 28 年度も共催の形で開催を予定してございます。このことにつきましても大草委員よりご説明いただきたいと思っております。以上、簡単ですけれども、平成 28 年度動物愛護アクションプラン（案）のご説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>はい、たくさんの事業ご苦労様でした。所長からご指名いただいたように、大草委員から飼い主のいない猫の助成事業とか、被災動物救護対策本部としての復興公営住宅入居者への支援等、ご紹介いただければと思います。</p>
大草副会長	<p>はい、ではご指名ですので、私からご報告申し上げます。第一番目の飼い主のいない猫の不妊去勢治療につきましては、2 月末までの数がここに載っております。最も新しい数字は昨日 14 日現在、オスは 116 頭、メスが 240 頭であります。合計が 356 頭であります。今日も朝、事務所に寄ったら 4 件ほど申請が来ています。まだあと 2 週間ほどありますので、これから同じように 30 頭ぐらいの申請がある予定でございます。</p> <p>これに伴い、それに対する予算がなかなか大変なところがあるんですけども、今、仙台市獣医師会と仙台市の助成金合わせて、160 万規模で事業を展開しているところであります。先月末にもう 1,788,000 円ということで、ある程度、獣医師会の持ち出しということで、それもしようがないということで、事業を遂行しております。</p> <p>そういう中で来年度からの事業をどうするかが一番の問題です。来年からマイクロチップに代わって V 字カットを導入しようということになっております。マイクロチップは仙台市の獣医師会が 1 頭あたり 1,620 円負担して、今入れているわけです。効果がないことはないんですけども、やはり外見上一目瞭然で、この子はもう避妊去勢は終わっているということがわかったほうがいいんじゃないか。それにマイクロチップのお金で、その事業に充当するほうが有効な使い道ではないかということで、来年度は試験的に耳の V 字カットを導入し、飼い主のいない猫についてはマイクロチップは入れない方向で進めたいと思っております。以上のように、飼い主のいない猫は順調に推移をしています。</p> <p>先ほど亀田所長から、収容頭数について減少があったと報告がありました。この単年度の物事で全部判断することはなかなか難しいです。これから数年かけて、同じような予算を注入して徹底的にこの事業を遂行し、大体 5 年でどのようになるかと、データを集積して検証を行いたいと思っております。それにはやはり仙台市さんからも、助成の増額ということも合わせてお願いしなくてはいけないかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>被災動物の追悼と感謝の会は来週 21 日の月曜日ということで行います。</p>

	<p>今回で5年目で、ある程度大々的にゲストということで、いろいろ探しました。宝塚スターの和央ようかさんっていう方が宙組の男優トップスターだったんですけども、その方が結構力を入れていただいて、義援金をいただいたり、今回もメッセージをいただきました。その方結婚されて、今ニューヨークにいるんで、ぜひ参加したいということですけど、どうもビザの関係で今回出られないということで、メッセージをいただいております。</p> <p>そういうことで5年の節目で、ある程度大々的にやりたいと思っております。それに合わせて、今まで被災動物の対策本部という名前ですと事業を行って行いましたが、そろそろ被災動物という言葉を外して、こういう団体の活動は終息と言いますか、解散と言いますか、どちらかと言うと終息に近い解散ということで、まだ継続していかなくちゃいけない事業につきましてはほかの名前をつけて、ボランティア、仙台市、仙台市獣医師会の3つの団体で引き続き、支援をしていく所存でございます。</p> <p>動物フェスタは去年初めて、宮城県獣医師会との共催で行いました。その前年は仙台市単独で行ったんですけども、前回の会で申し上げましたとおり、やはり動物は産業動物も含めて、動物を網羅するほうがいいと、やはり宮城県獣医師会との共催する意義が非常に大きいということで、今年も9月22日勾当台公園で開催することが決まっております。</p> <p>乳搾りはなかなか人気があるんですけど、どうしても動物にかなり負担がかかってしまう。そういう中でよりよい方法で、方法を模索しながらやっていきたいと思っております。以上であります。</p>
佐藤会長	公営住宅のほうは。
大草副会長	<p>公営住宅のペットの飼育の会というコミュニティを組織していただいて、そこの方々に被災動物救護対策本部から、1回あたり5,000円の診療補助券を補助するという事業を行っております。ただどうしても、公営住宅の入居の遅れがありまして、今のところ田子西でその医療補助券を使われた方は5件。若林西で12件。合計の17件であります。</p> <p>今年もその補助券の事業を継続していきますから、新しい公営住宅がどんどんふえてくれば、この利用もかなうのかなと思っております。また不妊去勢につきましてはまだ少なく、若林西で猫のメスが1頭、入るための不妊去勢手術を受けております。以上であります。</p>
佐藤会長	はい、ありがとうございました。去勢避妊の促進、あるいは被災動物関係のほとんどが収束に向かっているということ、公営住宅でのご活動、たくさん獣医師会からご支援いただき、着実に進まれているということを紹介していただきました。続きまして同じく所長からのご指名で齋藤さんから、動物介在教育に関わる活動についてご報告をお願いします。
齋藤委員	はい、動物介在教育について、今年度は坂本委員の働きかけもあったよう

で、小学校の訪問件数が8件と、いつもの年よりも依頼が多かったのと、その訪問時期が年度の後半に集中したために、正直言うと活動犬の調整が大変なこともあったんですけども、無事、事故なく執り行うことができました。

各学校ともに活動前に必ず打ち合わせを行い、学校の授業内容に合わせた小学生の訪問活動を行っています。低学年ですと動物と触れ合おうという授業の項目に入っているものに対応した活動内容になっております。

その中でも学校から1頭じっくり体感させてほしいと言われてたり訪問活動にいろんな種類の犬と行きますので、大型犬と小型犬とか、体毛がふわふわしたのと短い毛との違いを感じさせたいとか、いろいろご要望があるので、それに合った活動内容を私たちも組み入れて訪問活動をしています。

資料でご覧いただけるとわかると思うんですけども、対象人数が少ない8名の生田小学校から、一番多いところでは89名の中野栄小学校に行きました。犬の頭数もそれに合わせてふやしたり、8名のところは1頭で訪問活動いたしました。その中で子どもさんたちが、今までに学校で見たことのない表情をしたと先生から感想を頂きました。

訪問した中で今回初めてだったんですけども、中野栄小学校ですが、ほとんど半数が、犬が怖いというマークをつけたお子さんたちで、えっ？って最初びっくりしました。終わるまでには皆さん、とってもいい触れ合いができて、仲良くなれた、犬に触れたとか、怖くなかったという感想が聞けて、とてもいい活動ができたと思っております。

学校の先生からは毎回来年も来てくださいなど、必ず嬉しい言葉をいただきます。こちらはいつでも伺いますよとは言うんですけど、次の年になると学校のカリキュラムが多分いっぱいなのか、又来てっていうお声がかからないのはちょっと残念なところでもあります。

小学校の活動も会発足から50回を超えていますので、会員さんたちもいろんなお子さんに対応できるよう、ベテランの方もありますし、柴内委員から毎年介在活動のご指導をいただいているおかげで、事故なく活動させていただいております。

小学校のほかにもエーキューブ独自として、児童館に訪問しています。資料の一番下に写真が3枚載っております。先日、3月11日に利府の西部児童館を訪問したときの様子です。児童館は必ず幼児とお母さん対象というのが必ず1回入っており、これは幼児とお母さんの触れ合いの様子です。大きい犬、小さい犬それぞれに触れ合い方がありますが、お子さんの表情を見ても、穏やかな表情で活動をされていると思いますし、犬たちも割とストレスなく、のんびりとした活動になっております。

児童館の狙いはこうやって触れ合いしながら、子育てのヒントをつかんで欲しい様です。何でこんなにわんちゃんたちがおとなしいんですか？とお母

	<p>さん達から聞かれますので、それは誉めてしつけるんですよということを言うと、お母さんたちが「ああ、それはうちの子にも言えますね」とか、「とても参考になりました」という共感の言葉をいただいています。</p> <p>安心して触れ合えるということが、子どもさんの動物に対する印象をいいものにする、とってもいい機会だと思います。温かくて、ふわふわしたようなものを触って体感するっていうのは、お子さんにとってとってもいい精神的効果があると思っております。</p> <p>先ほど亀田所長からお話ありましたように、介在活動は要請がたくさんあるんですけども、いかんせん会員の犬が高齢化と、新しい会員がなかなかふえないので、訪問活動に行く犬の頭数の対応はとても苦慮するところです。ちょうど柴内先生に今年度セミナーをいただいたときに、アドバイスをいただきましたので、とても参考になりました。</p> <p>ほかにもいろいろ気づかされたところも会員みんなで話し合いながら、訪問活動をやっているところです。来年度はまた動物フェスティバルなどを利用し、会員獲得できるような啓発活動をしていきたいなと思っております。以上です。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございました。今、最初に何か年度後半に集中したことで、少し混乱があったという話でしたが、その辺は少しご紹介願えますか。</p>
齋藤委員	<p>はい、管理センターから小学校のほうに教育委員会を通して、介在活動のお声がけいただきまして、その中から学校側の申し込みはもっとたくさんあったと思うんですけども。あれがそうですね。じゃ全部申し込みはクリアしたということです。よかったです。</p> <p>その日程をいろいろ、犬に負担ないように調整をしたり、大体年度初めって学校の授業が詰まっているので、余裕ができた後半 12 月から 1 月 2 月にかけて、どうしても集中してしまうので、エーキューブの通常施設訪問日程も年間通して入ってますから、その日程を学校側と動物たちにも負担ないように調整をしたりしながら、今回活動を行った次第です。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございました。それではただいまの 27 年度のアクションプランの実施状況と 28 年度のアクションプランについて、ご意見ご質問ありましたらお願いいたします。</p> <p>エーキューブの皆さんには非常にお世話になっています。新たに会員が入ってくれないということや、犬の高齢化等もあって、事業の継続に対する見通しが、少し危ぶまれるということかと思うんですが、その辺の打開策について、どうやっていったらいいのかということで、協議会としても何か支援できることがあれば検討したいと思います。ボランティアでやってもらっていることなので、すごく大変だなと思うんですが。</p>
齋藤委員	<p>そうですね、はい。先ほどもお話ししましたように、一昨年から動物フェ</p>

	<p>スタがその市役所前の広場で行われており、そのときにステージで介在活動の紹介をさせていただきます。動物フェスタなので、ペット連れの方が多く参加しています。毎年10月に中山児童館のご好意で、エーキューブの動物介在セミナーをさせていただいて、興味を持った方にそちらにお誘いをして、理解いただいて、会員になっていただいています。毎年1名2名ぐらい入っていただいているんですけども。</p> <p>入ったかなと思うと、会員のわんちゃんが高齢で亡くなったりと、入っていただいたから2頭ふえたというのではなく、プラマイゼロみたいな感じになっているので、そのところがちょっと厳しいかなと。</p> <p>でも会員さんたちはもともと動物が好きで、飼っていらっしゃるので、亡くなってまた次を迎えましたという方もいらっしゃいます。ありがたいことにその迎えたわんちゃんを介在活動にすべく、しつけていますと言って下さり、今のところ何とか活動を続けていけるので、みやぎの祭りとか、センターの譲渡会で適性のある子の飼い主さんになられた方には、なるべく声かけをして、誘い込むような手段を取って、できるだけ多く入っていただくように努めております。以上です。</p>
佐藤会長	<p>センターでそういうボランティアへの誘いみたいな活動はされないんですかね。</p>
動物管理センター所長	<p>センターとして考えているのは、特に譲渡事業をかなり推進していますので、先ほど齋藤委員がおっしゃっていたとおり、譲渡犬と飼い主の組み合わせで、動物介在活動に向いているような方にはお声かけをしていきたいと思っております。</p> <p>齋藤委員とも話はしているんですけども、柴内先生からもご指導いただいた中で、動物介在活動のやり方、教育のやり方として、今は10人で1頭程度のできるだけ触れ合いしていくっていうのがあるんですけど。違う方法も考えていくのもいいのかなと思っております。先生のほうから何か。</p>
柴内委員	<p>いつもご苦労様です。ありがとうございます。本動物病院協会で行っておりますCAPP活動でも、小学校活動というのはやはり大変最近多くなってきて、ご依頼が多いのに、対応できるチーム編成というのはとても大切です。</p> <p>特に子どもさんと犬という間柄は大変難しいところがあり、貴重な経験をさせていただくわけです。犬たちは、子どもはそんなに基本的には好きではないですね。家族として生活していく場合はもちろん兄弟のようにしていくわけですけども、本当に初めて会うような場合は、警戒する犬も結構います。</p> <p>小学校への活動は高齢者施設や病院訪問以上の資質がいります。これは事故を招くことになりますので、子どもさん側も今は経験が浅い、そこに対応</p>

できるボランティアさんを育てることは、ほかの場面よりはなかなか大変かとは思いますが。

全国的に私たちの活動を見ておられますと、ボランティアさんがすでに何代目かの家族の動物と活動なさっているわけです。一番大事なのは、公的のところからこれを推進するような声掛けをしていただくことが、やはり一般市民としては非常に力強いお誘いなのです。

それがセンターを中心にやってくださってきていることで、今まで大きな役割を果たしていらっしゃるんだと思います。最近動物病院で診察のときに、その犬に資質があるかどうかわかるので、動物病院の先生方がそうしたことに意識を持って、来院した患者さんの中からよい子を推薦して、パンフレット差し上げるとか。また、しつけ教室はボランティアの宝庫だと私たちは思っています。

動物病院でもしつけ教室でも、いろいろな場面でお誘いするときに、パンフレットを渡すだけではなくて、次の段階を必ずリードしてあげないと、人はなかなかついていけないですね。やってみたいと思っても、次にどうしたら良いのか、あとは何の準備をしたらよいんだろうとかいったことをリードする方がいないと難しいと思います。

ボランティアは、自発ということから言いますと、ご無理をお願いすることではなくて、その方の人生のひとつの社会とのつながりを豊かにしていくためにやると。日本のボランティアは、関西の大震災のときにボランティア元年といわれたくらいに、世界的に見るとボランティア意識は非常に低いのです。

「リタイアしたらね」とこういう言葉が返ってくるのが、日本の場合一番多いのです。ボランティアは小学校時代からやるということが世界的に欧米では、その学生さん、生徒さん、子どもさんの履歴になるんですね。

上の学校に行くときに、小学校ではどんなボランティアをしていたかということがちゃんと評価される、という社会ですから、その点が日本ではまだまだ、これからボランティアということに対する教育もされていかないとはいえないのではないかと思います。

ただ、ボランティアなされた方たちは動物への知識とか理解とか、そうしたことに非常に豊富になられます。動物もそういう方と生活することで幸せになります。医療的なケアもしっかりなさいますし、また別れるとき、いわゆるペットロスシンドロームにも陥ることは大変少なくて、また次の子をきちっと教育して、社会の役に立てたいという意識ができますから、飼い主としてもとてもいい資質を持たれるのではないかと思います。

よいことだけ申し上げていますが、年末から年始にかけて活動が重なってくると、高齢者施設とかほかもいらっしゃるわけですから、やはり大変

	<p>なご苦勞だなどと思います。それにはやはりよいチーム編成のために、今ご苦勞なさっている次のメンバーを育てることに、やはり具体的に一步踏み出さないと難しいのではないかと思います。お役に立てましたら。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。とても示唆に富むお話だったかと思います。関係される方は、こういう活動の拡大に向けてご検討いただくことを期待したいと思います。時間が少し押しています。はい、よろしくお願いします。</p>
山口委員	<p>アクションプランのⅠ 適正な飼養の推進という中で、犬猫の引き取り件数の削減、あるいはマナー向上の啓発の推進ということは書かれているんですけども、各家庭での犬、あるいは猫の適正、不適正な飼育指導というのは、どの項目に入るのでしょうか。多分まだ苦情とかは来ると思うんですね。</p>
動物管理センター所長	<p>はい、28年度のアクションプランの具体的な取り組みの中の適正な飼養の推進の中に、マナー向上啓発の推進という中に、苦情等に対する対応に関して、すべて含まれている状況になっています。</p>
山口委員	<p>ここには主に糞を取ることで、散歩時のこととか挙がっているんですが、まだまだ東京あたりでも家庭での飼い方が不適切ということ等が苦情として上がってくることもあるんですね。だからマナーまでいく前の、不適切な飼育管理に対する指導もここに入れてよろしいんですか。</p>
動物管理センター所長	<p>そうですね。苦情等でやはり不適切飼養に関する苦情よりは、動物虐待という形で苦情をいただく場合もあるんですけども。統計的にここに入っているわけではないんです。ここの中にその辺のことも含めて推進していくっていうふうに考えたらいんじゃないかなと思います。動物への理解の促進も含めて、要するに適正飼養と理解促進の中に入っているのではないかと思います。それで大丈夫ですか。はい、すべて含めて指導していきたいと思っています。</p>
保健衛生部長	<p>プランの中ではちょっと表現的に、多分物足りないっていう話かと思うんですけども。例えば1ページ、適正な飼養の推進の中の1番の(4)市ホームページ等を活用し、「飼い主のマナー向上」の啓発を行いますとありますが、これはご自宅で、例えば犬の鳴き声が大きくて、周辺の方に迷惑になっているとか、そういう飼い方についても当然含まれていると思っておりますし、我々市政全般につきまして、市民の方からご意見、市民の声ということで来たことがございます。</p> <p>そういう場合には地域に行き、その方に動物管理センターでお話をし、注意を呼びかけたりすることもございます。散歩したり、外で歩く以外にもご自宅で飼う、特に猫は室内飼育も書いてあると思いますけども、ご自宅で飼うときのマナー啓発もこれから呼びかけていきたいと、今までやってきましたけども、そういうことも注意していきたいと思っています。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございます。それに加えて山口さんが言われたのが、家</p>

	<p>庭内での適正飼養です。これについてももう少し飼い主に対する支援のセミナー、適正飼養のセミナー、「動物への理解促進事業」の中で、広く市民に動物の習性、生理の正しい理解を促すセミナー等開くということもあるのですか。</p>
動物管理センター所長	<p>適正飼養推進セミナーっていう形で何回か、どちらかというとボランティア育成に近い状態のセミナーが多いです。譲渡事業に関して、譲渡会を開いたときに新しい習性、生理をどう教えていくということはしています。尚、一般市民に、今回猫の問題もありますので、その辺をきちっと啓発できるようなセミナーを開催していきたいと思います。ありがとうございます。</p>
佐藤会長	<p>はい、よろしくお願いします。ほかにアクションプランについて、ご意見ご質問ございますか。よろしいですかね。それでは27年度のアクションプランの報告と、28年度の案についてご了承いただいたということで、まとめたいと思います。続きまして、『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正飼育ガイドライン（案）、これについて議論をしていきたいと思います。事務局のほうでご説明をお願いします。</p>
動物管理センター主任	<p>はい、よろしくお願いいたします。それでは仙台市『飼い猫』と『飼い主のいない猫』の適正ガイドライン（案）について、簡単にご説明させていただきます。今回お示しいたしましたのは事務局案でございます。1. はじめに、では、ガイドライン策定に至った経緯を記載しております。2. 飼い猫の飼育についてで、猫を家族に迎える前の段階から、災害に備えるところまで具体的に飼い猫を飼育するにあたっての飼い主の適正飼育についての説明をしているところです。</p> <p>3は2の飼い猫に対し、飼い主のいない猫についてでございます。飼い主のいない猫にえさを与える場合には、地域猫、地域猫活動を視野に入れるよう、促すような表現としております。4. 地域猫活動ではあまり具体的になりすぎないように、しかし地域の理解とルールが必要であるということを書きました。</p> <p>そして最後に5. 協働の取組みとしております。市民、地域、ボランティア、仙台市、そして仙台市獣医師会と連携してこの問題に取り組む姿勢をうたっているところです。このガイドラインがより実効性のあるものとして策定されますよう、ご意見ご討議いただきたいと思っています。よろしくお願いいたします。</p>
佐藤会長	<p>随分簡単な紹介、皆さん理解できたでしょうか。ちょっとお読みいただいて、委員の皆様、ご意見ご質問お願いしたいと思います。先ほどのアクションプランの実施状況の紹介でもありましたように、猫の収容頭数がいまだに1,000頭を超えているということ、猫の苦情相談も極めて多く、400件ということで、大きなテーマだろうと思います。この猫問題ということを中心に、</p>

	<p>このガイドラインが出てきたのかと思います。</p> <p>ざっと読ませてもらうと、問題の多くが飼い主のいない猫で、地域猫活動でもって、その解決を目指すというストーリーかというふうに、ざっと読みました。</p> <p>一番最初に感じたのは、そういう飼い主のいない猫の発生源って言いますか、飼い猫の問題です。飼い猫の飼い主の問題、先ほど山口委員からも指摘されましたように、飼育の基本を学ぶ機会に対して、言及がちょっと足りないというイメージです。</p> <p>飼育にあたっては、動物愛護及び管理に関する法律でもって、規制されているということの自覚と、その法律に基づいて、家庭動物の飼養及び保管に関する基準というものが定められていますので、そのあたりの理解の促進が、第一に必要じゃないかと感じました。</p> <p>その中で飼い主のいない猫が発生してくるわけですが、飼い主のいない猫に餌をやるとか、世話をするという事は、占有者としての責任が出るのだということの自覚も促す必要があるんじゃないかと感じました。</p> <p>もう1つは地域猫活動をやるにあたっては、周辺住民の十分の理解ということが必要ですので、町内会との調整が必要なんだろうと、ざっと読んで感じたところですが、いかがでしょう。皆さんのご意見をお願いします。はい、お願いします。</p>
山口委員	<p>佐藤会長のおっしゃられたとおりで、加えて、地域猫活動とはというところで、地域猫活動というのはあくまでも100%新しい飼い主を猫ちゃんに見つけられない、現時点での過渡的な対策であるというところをやっぱり強調していただきたい。外で飼う不幸な猫が永久にいていいわけではありませんので、そこをきっちり書いていただけたらなって思います。目標は不幸な猫がいなくなるということことです。</p>
佐藤会長	<p>そうですね、私もこの「飼い主のいない猫」の節の最後のところに、地域猫活動も有効ですと書かれているのが、ちょっと気になります。これが目標ではないんだろうと思います。まさに過渡的なことで、やはり飼い主がいる猫というのが基本なんだろうという書き方に変えられないかという感じがですね。ほかございませんか。はい、お願いします。</p>
堀江委員	<p>飼い主のいない猫という適正飼育ガイドラインのことで伺います。活動の進め方というところで、地域の了解とありますけれども、今一步この内容について、ちょっとわからない点があります。私の町内会的発想で大変申し訳ないんですが、もっと簡単にできるんじゃないかとも思っています。</p> <p>例えば我々町内会組織の周りにいろんな団体がございます。交通安全協会とか、10、20あるのが普通なんですけれど。私は飼い主のいる、飼い主のいないという前提条件で考えますと、やはり地域に動物愛護協会をつくられた</p>

	<p>ほうがよろしいんではないかと。</p> <p>先ほど 28 年度の災害時の対策としてというところも関係ありますし、今の状況も関係ありますけれども、そういうものをつくることによって、地域の動物に対する愛護なり、責任のある行動、これが統一してできるんではないかなと、いつも思っておりました。地域に、町内会の総合体で連合会という組織がございます。そういうところに1つ協会をつくって、町内会ごとに飼っている方を主体に会員にして、地域のそういう問題を処理してもらおうという形を取ると。</p> <p>その他のところで発言をさせていただきたいと思っておりましたが、前回の避難所マニュアルですか。同行避難、ああいう問題にもつながってくるのではないかという考え方でおりました。従いまして、地域の理解ということは、地域にお話しするのではなくて、地域にそういう組織体をつくられたほうがよろしいんではないかと思っております。それにはやっぱり行政から、いろいろ地域にお話しただけければ、そういうものは進んでいくのではないかと思っております。</p>
佐藤会長	はい、行政のほうで何かご意見ございますか。
保健衛生部長	<p>前回、このこういうガイドラインをつくっていきたいと思いますという話をさせていた際に、当然地域のことで一番まとめていただいたり、活動しているのは、常にやはり町内会の会長さん方と役員の方が一番先頭になってやっていたらと思っております。この進め方として、今日はいろいろご意見ちょうだいして、我々持ち帰って検討したいと思っております。</p> <p>改めて市連長会とか、会長さん方には意見交換させていただく場を設けたいと思っておりました。その際には地域でもそれこそ町内会の組織だったり、我々健康福祉の立場で言えば、民生委員・児童委員の役員をお願いしていたり、地区社協ということで活動いただいたり、いろんな地域の活動をそれぞれ、日ごろの暮らしから保健福祉から、障がい者の方、高齢者の方とか支え合いも含め、いろいろお願いしているところでございます。</p> <p>例えば町内会の中でも、町内会の組織の中に衛生班とかいろいろ班がございますよね。例えばその中に動物愛護班的なものが出てきて、そういう活動をしてやるのがいいのか。または行政のほうから例えばそういうことをお話しすると、多分いろんな事案で間々お叱りも受けますけども、これは仙台市がその地域に対して、やれということなんですかという話にも取られることがありますけども。そういうふうに例えば無理強いした場合に、それはうまくいくものではないと思っております。</p> <p>どういうやり方がいいのかというのは、まさに町内会の会長さん方ともお話しさせていただきながら、例えば1つの取り組み例として、よく地域懇談会とかに我々もお邪魔した際に、「いや、猫がいっぱい生まれちゃってやっ</p>

	<p>ぱりふん尿とかで困っているんだ」という話で、地域の問題として、我々のほうに相談・苦情ということでお話しする機会もごございます。</p> <p>そのときに1つのこういうガイドラインをお示しできればなと思っています。例えばその取り組みの仕方の1つの例として、そういう組織体というものが良いのか、緩やかなものが良いのか、いろいろパターンはあるとは思っています。</p> <p>ちょっとこういうものも考えられますよって、そういうことを取り組むときには、ボランティアさんのお力もお借りしながら、一緒にやっていきましょうみたいな取り組みの例、市内ですと錦ヶ丘とか、こういう地域での猫の対応について、もう取り組んできていますよと、地域の猫の問題について解決に向かっていくといった地域もあると聞いていますので、そういった事例もお話ししながら、お話を進めていくのかなと思っています。</p> <p>そういう意味では、ただいまの堀江委員のお話も確かにそういう形だと、地域に受けとめやすいのであれば、我々も参考にしたいと思っています。ただ、それがどの地域にもすべて同じではないと思うんですね。</p> <p>町内会いっぱいありますんで、例えばの例として、1つをお示しするとか、我々行政とボランティアさんと地域でお話しさせていただきながら、よりうまくいくものがあるのであれば、それをお示しするとか、そういうことやり方としては検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。</p>
堀江委員	<p>話があちこち飛びますけど、よろしいでしょうか。私のほうの感覚ですとやっぱり町内会組織が今までどういうふうに動いているかっていう前提条件で、すべてを担当するのが町内会組織というふうに思っています。</p> <p>避難所の問題であったり、動物の問題であったり、清掃の問題であったり、すべて町内会組織がこれに関わっているという点から見ますと、やはり飼い主だからと、あなた方勝手にやってくださいよという、今回のこの問題については私は難しいと、地域の人間としては思っています。</p> <p>例えばボランティアを数多く参加していただいて、この問題をという形よりも、組織化したほうがよろしいだろうと。やはり飼い主の責任として加わってもらおうという組織をつくって、その中でいろんな問題点を処理していったほうがいいと。</p> <p>例えば前回お話ししました同行避難の問題ですけれども、これも地域にそういう組織があつて初めて、避難所でそういう大きな声になって実現していくと。これが現実でございませう。従いまして、やはりいろんな意味での小さな声ではだめで、大きな声を挙げるということにさせていただければと。</p> <p>私、町内会長として発言させていただければ、こういう協議会で、1つの大きな指針を示していただいて、私は市の連合町内会の副会長の立場でこへ出て来ております。ちょっとお話ししますと、副会長職というのは5区が</p>

	<p>ございまして、そこの5区の代表の会長が出てまいります。その組織が正副会長会という形。その中で当然、前回の、今回もですけど、ここで話し合いをされたことは、その正副会長会の中で報告をいたします。今回の動物愛護協議会のお話し合いはこうこういうことでしたと。具体的にはこういう話がされましたと、私報告せざるを得ないんで、報告しております。</p> <p>その中でいろんな討議をしていくのが正副会長、会長で、いろんなところからいろんな討議内容、前回3月の初めですけども、8つの仙台市の部局からいろんな提言があります。それを審議する場所でもあります。避難所の問題で、子供未来局から子どものことについて検討願いたいという、そういう問題も上がってきている。</p> <p>当然、こういう問題も担当局を通じて上げていただいていた方がいい話なんですね。ですからさっき私、役所を通じてと言ったのは、そういう上部機関で審議する場所があると。地域に動物愛護協会をつくるという話も、そこにのっけてもらえば、地域で果たしてできるのかどうかという審議の過程で、やれるところからやったらどうだっという話にもなると。大きなことで一歩前進しないといけないのではないかと。錯綜して申し訳ございません。</p>
佐藤会長	<p>はい、とても貴重なご意見だと思います。地域猫というか、飼い主のいない猫の問題は多分すべての町内会であると思うので、連合町内会の会議で提案していただいて、それを扱うグループ、組織化の討議をぜひ進めていただければ有効かと思います。</p>
堀江委員	<p>そういう担当と言いますと、こういうところで討議されたものも、ちゃんと下りていくという、地域に討議されるということですね。ですからそういう組織体を、流れをつくっていったほうがよろしいだろうと。</p>
佐藤会長	<p>先ほど岩城さんからもあったように、具体的にそういう活動を行われて、うまくいっているところもあるようですので、連合町内会でそんな状況を紹介してもらい、検討していけば進むだろうというご意見だったかと思います。はい、ぜひ進めていただければと思います。ほかにございませんか。はい、よろしく願います。</p>
柴内委員	<p>はじめのところのアクションプランの中に、猫の収容頭数、やはり本当に減っていないということで、これがやはり大きなテーマになっていることはよくわかります。地域は違いますけれども、環境はこちらはまだ恵まれているんだと、つくづく思います。</p> <p>私、獣医療的な支援をしている東京の千代田区では例えば、子どもを持った母猫がいるとか、子猫がいるといったときには、地域からどんどん上げていただく。その連絡が入れば、その現場に必ず保健所の方とボランティアの方が行って、保護のためのセットをさせていただく。そのことは動物の保護と、地域の皆さんの衛生管理にもつながるということの説得をきちっとし</p>

	<p>て、そして協力を得て、保護してきているのですね。</p> <p>今本当に街の中で猫は見なくなったんですが、それほど努力をすると減ってきます。人間と共に生きるこの伴侶動物はやはり親のないということが一番不幸ですから、必ず保護して、それに必要な処置をして、新しい親、家族をつくってあげるということをしなくてはならないのです。今、町会長、堀江委員のお話ありましたが、見たら報告を上げていただいて、みんなの問題として、結果を出しましょうという協力をいただけるのはやはりとてもいいのではないかと、強く感じます。</p> <p>減らすと言いますか、外にいる猫は置けば必ずや増えます。そして一時的に不妊去勢をして、V字カットとかTカットをしておけばその子一代の生涯ですから、次は生まれません。また元へ戻すのかという方もいらっしゃると思いますけれども、そうしたことを理解をしていただく。</p> <p>できる限り戻さないで、新しい家族を迎えるという努力はあくまでもできますので、やはりその部分を強調して、一般の市民の方のご協力をいただくことが、やっぱり大事ではないかなとこう思います。</p>
佐藤会長	<p>ほかございますか。それではこの適正飼育ガイドラインの案を少し今の意見を踏まえて、修正していただいて、このガイドラインが実行できるように、一度町内会長会と会談なり会議を持っていただくことをお願いしたいと思います。</p> <p>それでは議題は3つ終わりましたので、その他に移りたいと思います。山口先生から、フクロウカフェ等犬猫以外の動物での展示事業、これの現状と課題について、ご紹介いただけるということで、お願いしたいと思います。</p>
山口委員	<p>フクロウ、あるいは爬虫類カフェ等が、確かにいろんなところでふえてきていることはあると思います。私自身は所用で傍聴はできなかったんですけども、先日3月1日に環境省で開催されました動物愛護部会で、猫カフェについて審議されたことについて、その資料と、委員として出席されておられた方のお話をまとめて、少しご紹介します。</p> <p>ご存じのとおり、ほかのペットショップの展示は朝8時から夜8時までですが、猫カフェは夜10時までオーケーで、特例として5月31日まで認めましょうと。それを踏まえて環境省としても、猫カフェの店舗にアンケート調査をされ、その後、その猫のストレスについても委員会を持たれました。帝京科学大の先生に依頼し、糞中コルチゾール濃度の調査をされて、結果を出されたということなんですが、前日20時までに閉店されたところ41店舗、1日でも20時より後に閉店のところを32店舗、計73店舗で調査されたそうなんです。</p> <p>ストレスの指標として、哺乳類がストレスを受けると、血中コルチゾールが放出され、唾液や尿、糞便などに排泄されるということを受けて、検査を</p>

	<p>されたんです。生後1年以上4頭程度の糞を採取、293サンプル採取されて、エタノール抽出し、市販の抗体及び標識ホルモンを利用した2抗体法酵素免疫測定法により、糞抽出サンプル中のコルチゾール濃度を測定されたんですが、結果として20時までと、20時以降も展示されている間の猫間の平均を取りますと、有意差がないという結果が出たということでした。</p> <p>店舗間に有意差があるということで、やはり店舗間ということは、そこの飼育管理、どういう対応をしているか、そういうことによるもののほうが大きいのではないかと結果が出ているそうです。</p> <p>これについても審議された結果、高齢猫とか出されている文章の中にも、猫が自由に動けるとか隠れる場所とか、猫自体の補償とか等について、それから高齢猫の扱い、福祉等についての文章が足りないということで、その辺のことを加えて再度検討するという事になったそうです。</p> <p>環境省に、今増えているフクロウカフェとか爬虫類カフェ等についてのガイドラインのお話は一切出なかったんですかって聞きましたら、今回は猫カフェについてのみ討議しましたので、その話はやっておりませんし、いろんな業種についてはやはり、今後その動物取扱業全体を見るときに、検討する可能性はありますという返答でした。</p> <p>ですので、今すぐフクロウカフェに対して何かをするというところはお返事いただけませんでした。但し、問題があれば別ですとは言っておられました。以上が結果ということですので、そのご報告をさせていただきました。</p>
佐藤会長	はい、ありがとうございます。仙台でもフクロウカフェというのはあるんですか。
動物管理センター所長	今年度は急に増え、2件あります。
柴内委員	<p>輸入フクロウですか、国産ですか。輸入フクロウ、私、日本のそういうことって不思議な気がしますね。猫カフェもそうですけど、ましてやコルチゾール値を測ったとか、有意差がなかった、店舗差があったというのもよくわかりますけれど。調査したほうは有意差がなければ、罰則にもできないし、取り締まることもできないという結果になってしまうんですね。</p> <p>例えばエキゾチックペットの輸入禁止が、私は一番大事じゃないかと思うんですね。ペット以外、もう何はともあれ、国内に入る前にたくさん死んで来るんですよ。もうそこで大変な動物虐待なわけですね。さらに研究機関と動物園なら動物園以外は一切、エキゾチックペットを入れないというような法律、これこそ簡単にできることじゃないかと思うんですね。</p> <p>ただもちろん、それを業としていらっしゃる方々の反発はあるのかもしれませんが。これは動物愛護の大きな基本ではないかと思っておりますので、フクロウカフェとかイグアナとか、そういうものがどんどん広がっていく、困った社</p>

	<p>会にならないでほしいなど、つくづく思います。思いましたことだけ申し上げて失礼でしたけども。はい、それでは今度は私でしょうか。</p>
佐藤会長	<p>はい、よろしくお願いします。</p>
柴内委員	<p>恐れ入ります。今日は前にも一度、ミズーリ州立大学のキャンパスの中にあります動物と暮らす高齢者施設、これはミズーリ州立大学と民間の高齢者経営会社等の協力で、キャンパス内にできています。研究対象でもあり、ボランティア学生の実習とボランティア意識の高揚と、学校の社会参加ということをつけているわけです。タイガーというのは州のマスコットのトラがついているわけで、ちょっと恐ろしい名前ですけども、昨年12月の下旬に、2回目に視察に関係者と参りました。</p> <p>前回お見せしなかった部分と思いますが、これはちょうど川のようなところを超えた向こう側にまで延長しまして、リハビリテーションのまた大きなセンターが増設され、内容も充実しておりました。これは居住の平屋ですが、裏側ですね。庭に出られるようなところなんです。この辺は見させていただきましたので、もうそのまま進めます。これはきれいなレストランで3食いただくと。そしてさまざまな施設が備わっています。</p> <p>プールとかジムとか、こうしたところなんです。これもよろしいかと思います。そのまま2回目になります。ここは少し付け足してありますけれども、日本よりは広めの1LDKと2LDKになっています。重度の患者さんも自分の部屋で、終の棲家ということになります。病気が重度になりますと、州立大学の医学部に入院して、そしてまた自分の家に帰りたい方はここへ戻ってくるわけです。重度の方にはこうしたナースコールがついていたり、日常の気になる方にはセンサーがついていて、管理をしていらっしゃいました。</p> <p>これは犬や猫のため、州立大学から獣医師が見えたり、動物看護師さんが来て、居室で動物たちのケアを手伝っているわけです。動物たちは飼い主が亡くなった後、また同じ居住者が迎えたり、その他の方おられなければ、このセンターで、高齢者施設で終生面倒を見るということ。</p> <p>今日申し上げたのは今回参りましたら、このお年寄りの方が保護した犬と、ほかの州から新規に入られたんですね。入られて1週間という方が私たちにお話をしっかりしてくださったんです。州を超えて、別のところに住んでいて、奥様も亡くなり、センターから保護したこの犬と2人だけで暮らしている。やはり自分に何かがあっても、この動物を不幸にしてしまうので、調べた結果、タイガープレースに来ることにしましたと。</p> <p>来た結果、このケアのよさと、動物に対するたくさんの人たちの温かい志がとても自分の人生の最後を安定した、楽しい時間を持たせてもらっていることに感謝したいということで、大変いいお話を長くしてくださったわけです。わんちゃんもとてもよい子でした。</p>

これはシカゴの空港内にあります犬のトイレをご覧入れたいと思います。シカゴ空港は大変立派な空港です。その商店で、レストランが並んでいるこの通路の一角に犬のトイレがありましたのをお見せしたいと思って、映してきました。

入口です。これは動物たちの排泄のトイレのエリアということで、車椅子の方もお使いになれるように、もちろん、補助犬のためでもあるわけです。はい、それは大きくしただけです。中はこんなふうに人工芝のようなものが2カ所ありまして、真ん中にあります、次を回していただくとわかります。こんなふうに使った後、噴水のように水が撒かれます。

こうした上からシャワーが下りてきまして、これを使ってご自分でさらに清潔に保っていくためには、水が使えるという形になっておりました。うらやましいほど清潔で、臭いひとつない。これは飼い主の方が手を洗ったりするための設備です。これもそうですね。これも例えば便の場合は、こうしてきれいに始末をするということになります。きれいに保ってみんなで使いましょうというトイレでした。

次はシカゴ市内の民間の動物保護センターです。市の保護センターがありまして、内容は日本に近い感じのいわゆる金属の柵の中に犬たちがおります。センターに残っている犬のほとんどがピットブル系の犬です。ピットブル系の犬は問題もありまして、もらい手を探すために次に移動するということがなかなかできないために、ほとんどが残りがちです。ピットブルの顔をした子が90%でした。

その後民間の2カ所の保護センターを訪問しました。中にこのように立派なわんちゃんのお顔があります。受け付けとか、見学者も多いので、見学者のためのセミナールームとか案内も徹底しています。そうしたことを徹底しておられました。

さまざまなインフォメーションを出して、より多くの方々に来ていただき、多くの方に迎え入れてもらいたいというPRをしておられました。これはフードなどの販売もしているところですね。全体はとても充実したところで、運動のためのランとか、さまざまな設備ができています。

これはシカゴの市内の街の中の、歩道から誰もがみられるようなところに、猫ちゃんたちやわんちゃんたちの部屋があります。毎日ここを通勤して通る人が見て、あ、あの子をいよいよ迎えたいというような方たちがふえていくようにできています。とてもうらやましいと思います。

自由に遊んでいるところが見えるようになっていきます。こうした設備は何十年も前から見ております。長野県のハローアニマルを設計するとき、私もこれを取り入れて、設備しました。

猫のケアにボランティアさんも職員も一定の時間、猫と触れ合って遊んで

あげることが仕事になっています。外から見ると、この方たち、ボランティアの方が多いです。猫と触れ合ってあげる、人と必ず触れ合える時間を一日何時間と決めて、触れ合うことをとても喜ぶように、その姿をまた多くの方に見ていただくというシステムになっています。

見学に行った人はみんなこの役を自分がしたいと言っていました。とてもうらやましいところです。こんなふういろいろなケアがあります。これもそうですね。一方の保護施設です。犬のための、やはりこれは外から見える、通りに面した部屋です。

例えば外のウインドウのほうから見たという感じに思っただけであればいいのですが、こうした細かい部屋はそれぞれ今まで犬と暮らしていた方、猫と暮らしていた方が部屋を寄贈しているのです。

その方の名前とか写真、ペットとの写真などを飾って、永遠にこの方の寄贈した部屋だということを示しています。ですからそれにふさわしい、いわゆる寄付をしていらっしゃるわけですね。シャンデリアのついている部屋もありますけれども。

これそうですね、犬の名前、飼い主の名前、いろいろ入ります。その部屋にはわんちゃんが次の新しい飼い主さんを待っている子がいるわけですね。ですから外から見ると、あ、あの方が寄付なさった部屋で、あの子がいるんだと、見えるようになっていきます。

はい、これもほかの方の部屋です。この部屋がもう 15、20 というふうにあって、さまざまな方が自分の家族であれ、動物たちの思い出とともに、寄贈しているのです。一方の施設では犬たちのリハビリとか、しつけのためのエリアを立派に大きく持っていて、そのリハビリに来る。街の中から来る人もいますし、しつけに来る人もいます。その場面でモデルになった子がもらわれていくとか、そういった交流を持って、動物たちの新しい家庭を探すための場面を展開していました。次がまだありましたでしょうか。

これもそうですね。リハビリとそれからしつけを兼ねているわけです。ボールを上手に転がすことで力を入れる。これもトレッドミルで運動用の、これは大変自慢していらしたんですけど、これで運動しなくてもいいような広さがあるのですけれども、トレーニングのためにこういうものを使っているわけですね。以上でしょうか。

はい、これはもう 1 つ、市内の大学の期末試験前の癒しのパーティに、犬との触れ合いが出ていたんですね。こうした認定された犬たちが、大学の試験前の学生さんの心を癒すためのパーティなんですね。そのほかにいろいろ細工をしたり、ケーキをつくったりとか、いろいろそういうコーナーがあり、試験前の学生さんの心を癒すために、そういうものが学校内にあるんです。

そこに訪問しているわんちゃんたちで、犬のところは大変人気で、ほかの

	<p>ところよりもたくさんの学生さんが来て触れ合っていました。わいわい、キャーキャー言っている感じが癒されるのではないかと思いますけど、こんな場面が新しいものとして見てまいりましたので、ご報告いたします。よいか、悪いかはまた皆様でお考えいただけたらと思います。ありがとうございました。</p>
佐藤会長	<p>はい、ご紹介ありがとうございました。最初の高齢者施設の件ですが、ミズーリ州立大学と共同ということですが、医学部が関わっているということですか。大学はどのような関わり方をしているんですか。</p>
柴内委員	<p>その設置は高齢者向け住宅を住宅の会社が設備して、人の医療は医学部と看護学部で、動物は獣医学部と獣医看護学科がケアしてしまっていて、そのほかにシンクレア看護学校が、単科大学として中にあり、そちらが一番研究対象としてそのタイガープレースを活用しているのです。</p> <p>ですからお年寄りに犬と散歩すると肥満が防げるといったことなどの、世界的な発表もシンクレアの教授でいらっしゃるレベッカ・ジョンソン先生の発表として出ております。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございました。その他として、それ以外にございますか。</p>
山口委員	<p>追加情報でよろしいですか。</p>
佐藤会長	<p>はい、お願いします。</p>
山口委員	<p>先ほどの環境省の審議会の件で1つ言い忘れました。高齢猫についてはパブコメを実施されるそうですので、それを踏まえて、再検討するというふうにおっしゃっていました。</p>
柴内委員	<p>パブリックコメントが出る。</p>
山口委員	<p>はい、パブリックコメントをすると。猫カフェにおける高齢猫について、パブコメをしてというふうにおっしゃっていました。</p>
柴内委員	<p>定年退職とか。</p>
山口委員	<p>それも含めて、どういうふうにかやしなさいいけないとか、いろいろ。その辺をパブリックコメントをしてとおっしゃっていました。</p> <p>先ほど柴内先生がおっしゃいました、そもそも外国産の野生動物はペットとして輸入禁止ということ、本当に私もそのとおりだとずっと思っております。何年か前から、動物との共生を考える連絡会という愛護団体の集まりで、それを禁止する法律を作りたいと、動き始めているんですが、動き始めた当時の環境省の動物愛護管理室の室長さんが、僕も個人的には賛成、だけど大変だよって言われて。でも私たちは絶対それを実現したいと思っています。</p> <p>結局、国内にいろんな問題が出てきますよね。外来種法で定められているとおり、日本の野生動物にも影響を与えますし、農作物等にも影響を与えますし、動物がそもそも輸送されることで、先ほど柴内先生がかなりの頭数死んでいるというふうにおっしゃいましたけど特に野生捕獲の動物は輸送の</p>

	<p>ストレスに弱いですから、途中で死んでいることもあります。家庭で本来の野生動物が持っている生理・生態・習性、5つの自由を、ちゃんと配慮した環境で飼うことは不可能です。はっきり言って、動物園でさえ、しっかりできていない状態ですので、家庭あるいはペットショップでできるわけではありません。</p> <p>万が一、野生捕獲で、未知の病原体を持って輸入した場合、下手すればアウトブレイクということにもなりかねません。私たちは生態学者とか、いろんな大学の先生方も巻き込んで、科学的にも輸入してそれを国内で飼育することがどれだけ問題あるかということも、いろいろセミナーとかシンポジウムを開きながらやっていきたいなと思っています。</p>
佐藤会長	<p>はい、ありがとうございました。これからもいろいろこれまでの動物愛護行政以上の問題が出てくるんだろうなという感じを持ちました。ほかにはございませんか。いいですかね。はい、なければこれで司会を、事務局にお渡ししたいと思います。</p>
動物管理センター所長	<p>はい、今後のスケジュールについてご説明をさせていただきます。次回は11月ごろに1回目、3月ごろに2回目を開催させていただく予定と考えております。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>また本日ご承認いただいた平成28年度のアクションプラン、それに基づいて、本市の動物愛護行政を進めてまいりたいと思います。特にガイドラインに関してはしっかりといろいろ検討してつくっていきたいと思います。委員の皆様、本当に長時間にわたりまして、ご議論いただきまして、どうもありがとうございました。</p>
進行	<p>それでは以上を持ちまして、第23回仙台市動物愛護協議会を閉会いたします。皆様、どうもありがとうございました。</p>
	—了—

平成 年 月 日
署名委員